

お知らせ

希望番号等の交付開始までの期間延長措置の短縮について

新型コロナウイルス感染症の影響により、申込から交付開始までの期間延長措置が講じられていた希望番号及び再交付・交換のナンバープレートにつきましては、新規感染者の減少を受けて令和5年7月に期間延長措置が緩和されておりましたが、図柄入りナンバープレートの交付開始までの期間につきましては、令和6年1月4日申込分から下記のとおりさらに短縮されることとなりました。

ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

図柄入り 12営業日 → 10営業日

※ なお、後から予約確定したナンバープレートが先に交付開始となる逆転現象を避けるため、12月28日（木）に予約が確定したナンバープレートの交付開始までの期間は以下となります。

➤ 12月28日（木）予約確定分 11営業日

ご不明な点につきましては窓口にお問合せください。

（一財）関東陸運振興センター